

男女共同参画 パネル展



芽室町中央公民館
展示ホールで開催！

2024年
6月21日 (金)
9:00～
6月28日 (金)
～15:00

展示内容

- ・あなたが望まない性的な行為は性暴力です
- ・育休は幸せのもと
～男性の育休取得で、家族も企業も笑顔になろう！～
- ・男性にとっての男女共同参画
～男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる！～

問い合わせ先：芽室町役場政策推進課政策調整係
(0155-62-9721)

あなたが望まない性的な行為は

性暴力です

あなたのからだどころは、あなた自身のものです。

いつ、どこで、だれと、どのような性的な関係を持つかは、あなたが決めることができます。性暴力は、自分の気持ちが尊重されず、自分のからだに関する事を自分で決める権利が否定される人権侵害です。

着替えやトイレ、入浴をのぞかれた

望まないキスや性行為をさせられた

AVへの出演強要

ストーカー

盗撮

痴漢

このような行為はすべて性暴力です

下着姿や裸の写真、動画を撮られた

セクシャルハラスメント

性的な冗談やからかい

アルコールや薬物を使用して性行為をされた

同意のないからだへの接触

避妊に協力してくれない

盗撮

痴漢

AVへの出演強要

ストーカー

下着姿や裸の写真、動画を撮られた

性的な冗談やからかい

同意のないからだへの接触

避妊に協力してくれない

セクシャルハラスメント

アルコールや薬物を使用して性行為をされた

盗撮

痴漢

AVへの出演強要

ストーカー

下着姿や裸の写真、動画を撮られた

性的な冗談やからかい

同意のないからだへの接触

避妊に協力してくれない

セクシャルハラスメント

アルコールや薬物を使用して性行為をされた

性や妊娠・出産に関わる健康への影響

- ・望まない妊娠
- ・性感染症
- ・性機能障害など

ここへの影響

- ・恐怖、不安、自責感、怒りなどの様々な感情
- ・感覚や気持ちの麻痺
- ・気分の落ち込みなど

からだへの影響

- ・被害による負傷
- ・眠れない、悪夢
- ・めまいや吐き気、痛みなど様々なからだの不調

社会生活や人間関係への影響

- ・仕事や学校にいけない
- ・外出したり、活動ができない
- ・人と会いたくなくなる
- ・人間関係が悪くなるなど

考え方や行動の変化

ここやからだの反応・変化

- ・ショックや動揺・混乱
- ・過敏になって、落ちつかない
- ・不安や恐怖、気持ちの落ち込みが続く
- ・からだの調子が悪いなど

考え方の変化

- ・「被害にあったのは自分のせいだ」
- ・「自分は汚れてしまった」
- ・「自分はみんなとは違う」など
- ・「自分は弱い、何をやってもだめだ」
- ・「もう、自分は幸せにはなれない」

行動の変化

- ・外出できない、引きこもりがちになる
- ・家族や友人と話したり、会うことを避ける
- ・恋人やパートナーとの性的関係を待てない
- ・自傷行動をとってしまうなど

性暴力被害に関する偏見・誤解

性暴力にまつわる話として、その真偽に関わりなく、広く一般に信じられていることがあります。(いわゆる「レイプ神話」)こうしたことは、知らず知らずのうちに意識の中に刷り込まれ、その結果、被害者が自分自身を責めてしまうこともあります。被害者には何の落ち度もありません。被害の責任は加害者にあります。



Q 性暴力はめったに起こらない?

A 無理やり性交等をされた経験がある女性は6.9%で、約14人に1人となっています。

Q 若い女性だけが被害にあう?

A 実際には、乳幼児から高齢者まで、すべての年代の女性が被害にあります。

Q 被害はほとんど見知らぬ人から受けている?

A 被害者の約9割が面識のある人から被害を受けています。うち女性では、「交際相手・元交際相手」が31.2%、「配偶者(事実婚や別居中を含む)」が17.6%などとなっており、「全く知らない人」は11.2%となっています。

Q 被害者側の挑発的な服装や行動が被害を招いている?

A 挑発的な服装や行動などの特定性はありません。むしろ加害者は、後で訴えないであろうと、地味な服装の人を狙うことがあります。

Q 被害されるのは、たいてい暗い夜道やひと気のない場所?

A 被害があった場所は、屋内が多いです。

Q 性暴力は、加害者の性欲が強すぎて、コントロールできずに起こっている?

A 性暴力は、支配・征服・所有の欲望が性的行為というかたちとなったもので、多くは計画的な犯行です。

Q 子どもへの性虐待はめったに起こっていない?

A 起こっています。被害にあった時期は、「小学校入学前」が8.5%、「小学生のとき」が11.3%となっています。

資料:男女間ににおける暴力に関する調査報告書 内閣府男女共同参画局(令和3年3月)

北海道立女性プラザ

被害者が受けける様々な影響

性暴力は、その後の被害者の生活に様々な影響を与えます。

性暴力の被害者は、心身ともにショックを受け、正当な判断や行動を起こせなくなることがあります。また、回復までに相当の時間を要することがあります。

性や妊娠・出産に関わる健康への影響

- ・望まない妊娠
- ・性感染症
- ・性機能障害など

ここへの影響

- ・恐怖、不安、自責感、怒りなどの様々な感情
- ・感覚や気持ちの麻痺
- ・気分の落ち込みなど

からだへの影響

- ・被害による負傷
- ・眠れない、悪夢
- ・めまいや吐き気、痛みなど様々なからだの不調

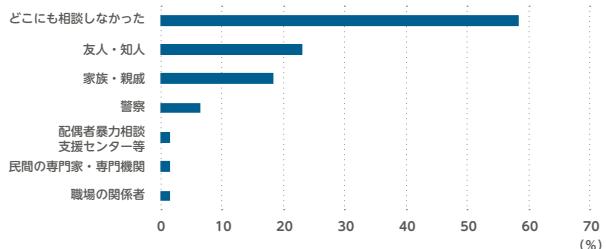
社会生活や人間関係への影響

- ・仕事や学校にいけない
- ・外出したり、活動ができない
- ・人と会いたくなくなる
- ・人間関係が悪くなるなど

見えにくい被害の実態

相手から受けた行為について、女性の約6割は「どこにも相談しなかった」と回答しています。性暴力は、声を上げにくく、存在そのものが潜在化してしまうことがあります。

無理やりに性交等された被害の相談先



相談しなかった理由 (女性・複数回答)



資料:男女間ににおける暴力に関する調査報告書 内閣府男女共同参画局(令和3年3月)

北海道立女性プラザ

資料:「人じゃないよ、あなたのこれまでのための実践情報ハンドブック」(北立精神・神経医療研究センター・成人精神保健研究部)

北海道立女性プラザ

《性的同意とは？》

性的同意とは、キスやセックスなど性的な行為や発言を行う前にお互いが確認することを言います。

対等な関係であること

上司と部下、先生と生徒など、上下のある関係性が影響して意思表示できないことがあります。

性的同意 3つの ポイント

はっきりと言葉で確認すること
泥酔や酩酊など、正常な判断ができない状態で同意をとることはできません。また、恐怖や危険から選択肢が限られてしまう場合も同意は成立しません。

資料：北九州市「性的同意」と「性暴力」

性的同意のチェックリスト

- 二人きりでデートに行くことは、性行為を前提としている
- キスをしたら、性行為をしてもいい
- 相手がイヤと言っていても、「イヤよ、イヤよも好きのうち」なので、性行為をしてもいい
- 相手がイヤと言っていたら、性行為もOKのサインである
- 酔った勢いで、性行為に及ぶのはしかたがない
- お互いに成りしているが、性行為の際に同意を求める必要はない
- 家に泊まるのは、性行為をしてもいいというサインだ
- 付き合っていれば、性行為をするのは当たり前だ
- 同じ相手に、毎回、性行為の同意をとる必要はない
- ナイトクラブに来る人は出会いや性的交際を求めて来る人が多いので、性行為に際して同意をとる必要はない

資料：公益財團法人芦屋市男女共同参画協会
ジエンハンドブック「必ず知ってほしい、とても大切なこと、性の同意」

一つでも
当時はまるなら、
“性的同意”は
とれていなか
いということ！

北海道立女性プラザ

《家族、友人、知人が被害にあったとき》

身近な人の言動により、被害者がさらに傷つくことがあります。二次被害^(※)を受けることにならないよう、次のような言動に気を付けて接してみてください。

※二次被害：周囲の性暴力に対する偏見、無理解等による心無い言葉や行動により、被害者がさらなる精神的苦痛を受けること。

身近な人に気を付けてほしいこと

非難する

自分の動搖した気持ちをそのまま被害者にぶつけないでください

「なぜそんなことになったのか」「聞いているだけで辛い、嫌な気分になる」等

疑う

被害者の話を疑ったり、否定しないでください

「そんなことありえない」「あの人がそんなことをするはずがない」等

責める

被害者の落ち度を責めないでください

「あなたも悪かった」「あなたが不注意だった」「しなければよかった」等

軽視する

被害を軽いものとして扱ったり、無理に忘れさせようとしてください

「たいしたことない」「早く忘れてしまえばよい」等

押し付ける

被害者の意思や気持ちを大切にせず、よかれと思って一方的に助言したり、話を進めたりしないでください

「警察に相談すべき」「学校・仕事は辞めるべき」「～することにしたから」等

安易な保証

安易に共感を示したり、励ましたり、鼓舞したりしないでください

「あなたなら大丈夫」「絶対できる」「負けるな」「頑張れ」「あなたの気持ちもわかるよ」等

資料：内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力とは」

北海道立女性プラザ

《性犯罪に関する刑法改正》 (2023年7月13日施行)

2017年に性犯罪に関する刑法が110年ぶりに大幅に改正されましたが、その改正における3年を目途に見直しを検討する旨の附則を踏まえ、さらなる改正が行われました。

主な改正内容

強制性交等罪を「不同意性交等罪」に変更!

- ・「強制性交罪+準強制性交罪」→「不同意性交等罪」(5年以上の有期懲役)
- ・「強制わいせつ罪+準強制わいせつ罪」→「不同意わいせつ罪」(6月以上10年以下の懲役)

「不同意」=同意しない意思を形成、表明又は全うすることが困難な状態

「不同意」の原因となる8つの行為を明示!

- ①暴行・脅迫、②心身の障害、③マルコール・薬物の影響、④睡眠その他の意識不明瞭、⑤同意しない意思を形成・表明、全うしないとまの不存在(「不意打ち」など)、⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖、驚かく(「フリーズ」など)、⑦虐待に起因する心理的反応(「虐待による無力感、恐怖心」など)⑧経済的、社会的関係上の地位に基づく影響力による不利条件の悪循環(「上司・部下」、「教師・生徒」の関係など)

性交同意年齢を引き上げ!

- ・性行為への同意を判断できるとみなす年齢を現在の13歳から16歳以上に引き上げる
- ・被害者が13~15歳で、相手との間に5歳以上の年齢差がある場合にも適用

子どもに対する面会要求等の罪を新設!

- ・16歳未満の子どもに対し、①わいせつ目的でだます、誘惑するなどして会うことを要求する、②その要求の結果、わいせつ目的で会う、③わいせつな画像を撮らせて、SNSやメールで送るよう求めることを禁止
- ・被害者が13~15歳のときは、相手との間に5歳以上の年齢差がある場合に適用

公訴時効期間を延長!

- ・不同意性交等罪など 10年 ▶ 15年
- ・不同意わいせつ罪など 7年 ▶ 12年
- ・被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日までの期間に相当する期間を加算

性的姿態等撮影罪などを新設!

- ・わいせつな画像を撮影したり、第三者に提供したりする行為などを禁止
- ・性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律において規定(令和5年7月13日施行)

資料：法務省「性犯罪等の法改正Q&A」

北海道立女性プラザ

《性暴力被害者支援センター 北海道について》

- 性暴力被害者支援センター北海道(SACRACH通称「さくらこ」)は、北海道と札幌市が共同で運営している性暴力被害者支援のための相談窓口です。
- 産婦人科医、精神科医、弁護士等の様々な専門機関の協力のもと運営されています。
- 相談支援員は性被害支援の専門スタッフ(全員女性)です。
- 「さくらこ」では、これからどうすればいいか、被害者の意向に沿って、できることと一緒に考えます。

「さくらこ」の支援内容

電話相談	TEL 0120-8891-77 ※全国共通短縮ダイヤル #8891 (はやくワンストップ) でもつながります。	24時間対応
面接相談	月~金 10:00~20:00(土日祝日、12/29~1/3を除く) 原則1回30分(事前予約制)	
メール相談	sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	
ホームページによる情報提供	緊急時の対処方法などについてお知らせしています。 https://sacrach.jp/	
付き添い相談	関係機関などへの付き添い支援を行っています。	
協力機関の紹介	産婦人科、肛門科、精神科、弁護士等、性被害を理解している協力機関をご紹介します。	

性暴力は、被害者の責任ではありません。

あなたが、あなたの大切な誰かが、もし被害にあったら、ひとりで悩まずに相談してください。

・妊娠や性感染症が心配
・こころやからだのことが心配
・警察に相談するかどうか迷っている
・法律や裁判のことがよく分からぬ
・今後のことが心配など

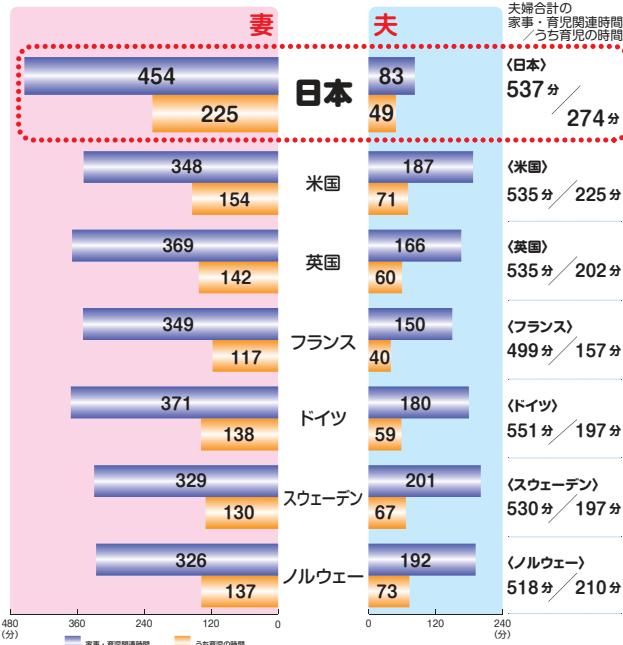

警察でもご相談を受け付けています。
性犯罪被害相談電話
性犯罪被害110番(24時間対応)
#8103(ハートさん)

北海道立女性プラザ

育休は幸せのもと

～男性の育休取得で、家族も企業も笑顔になろう！～

◆6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間（1日あたり・国際比較）◆



我が国の「夫婦合計の家事・育児関連時間」は諸外国と比較して特段長いわけではないが、「うち育児の時間」をみると他の先進国と比較して際立って長くなっている。

この我が国の育児時間の長さは、女性の育児時間が諸外国の女性と比較して際立って長いことに由来している。

■資料出所：内閣府「男女共同参画白書（令和2年版）」より作成

北海道立女性プラザ

◆男性の育児休業制度に対する意見◆

賛成かどうか



育休を取得したい



夫に育休を取得させたい



男性の育休制度には、男女ともに8割以上が賛成！しかし、実際の育休取得となると、「育休を取得したい」と答えた男性は約6割、「夫に育休を取得させたい」と答えた女性は約5割と賛成スコアがようくなっている。

■資料出所：積水ハウス株式会社「イケメン白書2020」（令和2年9月）

「育児休業」ってどんな制度？

Q1 育児休業をとるのはどんな人？

A1 原則として、1歳になるまでの子どもを育てる男女従業員です。

「育児休業」は、条件を満たせば、誰も取得することができます。
つまり…
○男女に関係なくできます。
○妻が専業主婦であっても、夫は取得できます。
○妻が育児休業中であっても、夫は取得できます。
○有期契約社員も一定の条件を満たせばとれます。



会社に制度がなくても、法律で定められた制度のため、育児休業を取得できます。

Q2 どれくらいの期間とれるの？

A2 原則として、子どもが満1歳になるまでの間で、従業員が希望する期間、とることができます。

なお、次のような場合は、1歳を超えて育児休業を取ることができます。

条件	期間
・子どもが1歳以降、保育所等に入れないなど一定の要件を満たす場合	1歳6ヶ月になるまで
・子どもが1歳6ヶ月以降、保育所等に入れないなど一定の要件を満たす場合	2歳になるまで

Q3 育休をとったら、収入が心配…

A3 育児休業給付金が支給されます。

育児休業開始から6ヶ月間給付率67%、それ以降は50%。

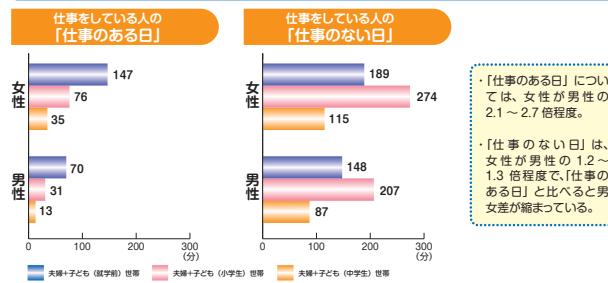
育児休業中は社会保険料が免除されます。

手取り収入は
休業前の約8割！

■資料出所：厚生労働省「父親の仕事と育児両立扶助一覧」（令和2年度版）、厚生労働省 ミニリーフレット「イケメンのススメ（令和2年度版）」より作成

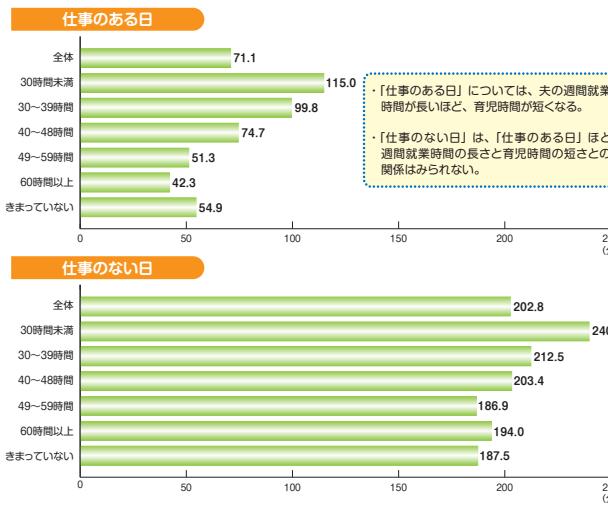
北海道立女性プラザ

◆家族類型（男女別）ごとの1日当たりの育児時間◆



■資料出所：内閣府「男女共同参画白書（令和2年版）」より作成

◆未就学児のいる夫の育児時間（週間就業時間別）◆



■資料出所：内閣府「男女共同参画白書（令和2年版）」より作成

北海道立女性プラザ

◆男性の家事・育児幸福度（育児休業取得別）◆



育児休業を取得した男性の幸福度（80.4%）は、取得していない男性の幸福度（69.3%）よりも約11ポイントも高い。さらに、育児休業を1ヶ月以上取得した男性の幸福度は90.9%といつも高くなっている。

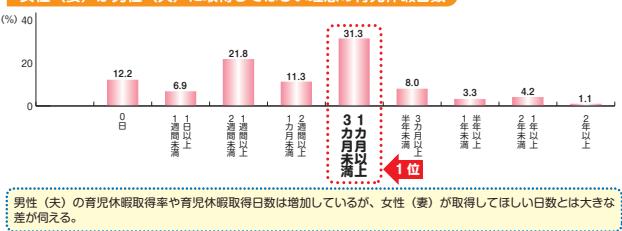
■資料出所：積水ハウス株式会社「イケメン白書2020」（令和2年9月）より作成

◆男性（夫）の育児休暇◆

男性（夫）の育児休暇取得日数



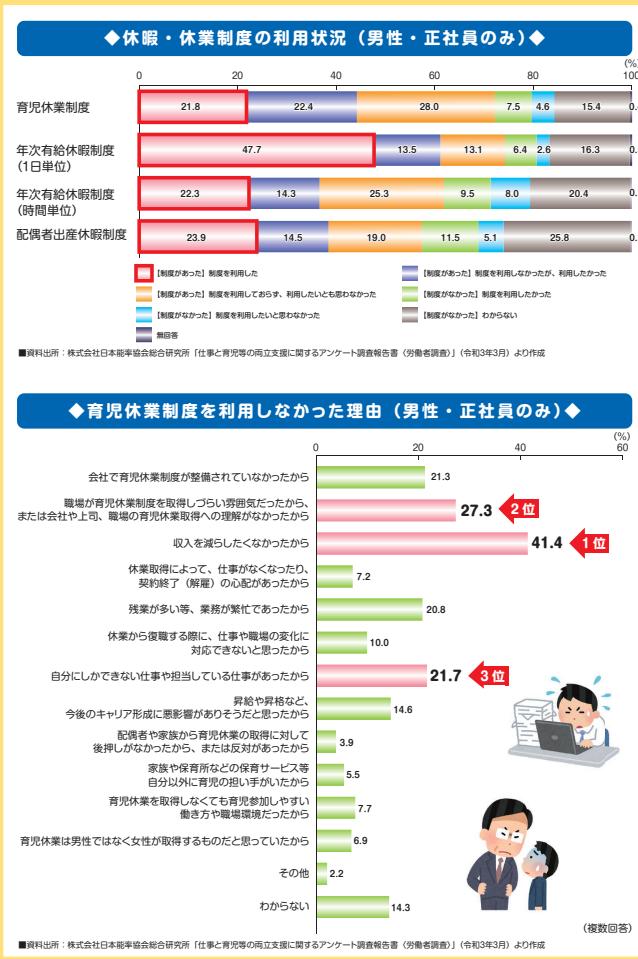
女性（妻）が男性（夫）に取得してほしい理想的育児休暇日数



男性（夫）の育児休暇取得率や育児休暇取得日数は増加しているが、女性（妻）が取得してほしい日数とは大きな差がある。

■資料出所：明治安田生命保険相互会社「子育てに関するアンケート調査」（令和2年10月）

北海道立女性プラザ



北海道立女性プラザ

▶ 男性の育児休業取得によるメリット～その1～

男性が育児休業を取得できる企業・職場は危機に強い！

男性が育児休業を取得できる企業・職場は…

- ・互いにサポートし合う意識がある
- ・業務効率を向上させている
- ・多様な働き方を認め合い、ワーク・ライフ・バランスに留意している
- ・コミュニケーションが良好



だから…

急にチームの人員が欠けてもフォローできる

- ・互いにサポートし合う意識があれば、従業員本人の急病等での不在時にサポート可能
- ・コミュニケーションが良好なら、日々の業務の進捗を把握でき、引き継ぎもスムーズ

多様な働き方に対応

- ・様々な事情を持つ従業員が活躍できる（制度やハーフカワ、ネットワーク環境が整っている）
- ・急な環境変化が起きた時、柔軟に対応できる

リモートワークでもスムーズに業務が進む

- ・業務効率を向上させるという意識のものと、環境が変わつても業務が進む
- ・リモートワークでも整つた環境でミーティングも実施可能
- ・上司が部下を信頼して、リモハラもなし

男性の育児休業取得で企業・職場にはこんなメリットが！

- ・男性の育児参画への理解が深まり、職場の雰囲気が変わる！
- ・仕事の進め方を見直すきっかけに
- ・業務引き継ぎの際に、業務の勘定し・見える化を行うことで、「本当に必要な業務」がわかる
- ・仕事の効率性向上
- ・各人が「残業しない」との意識で業務を行うことで、業務効率が向上、長時間労働の抑制も！
- ・会社に対する満足度・帰属意識の向上
- …加えて、会社の取組を公表・アピールすることで、企業イメージの向上や人材確保にも寄与
- ・従業員の多様な事情に配慮した制度の導入、取組実施により、離職率が低下

さらに…



男性従業員の育児休業の取得は女性従業員の活躍にもつながります！

女性が仕事と育児を両立しながら活躍するには、男性が家事・育児を担うことが重要です

女性従業員のキャリア形成について、それぞれの立場で考え、取り組みましょう！

- ・会社
 - ・女性従業員本人に加え、上司や男性配偶者も一緒に考える機会を提供

Ex. 配偶者・上司を交えた懇談、配偶者も参加可能な社員向けセミナー

- ・女性従業員
 - ・互いにキャリアを積んでいくか、自身もよく検討し配偶者と話し合う

Ex. 育休の取得時期・期間、保育園の送り迎え、子が病気の時の対応をどうするか

北海道立女性プラザ

◆育児休業制度以外の休暇を取得した理由（男性・正社員のみ）◆

北海道立女性プラザ

◆休暇・休業制度を取得したことによる変化（男性・正社員のみ）◆

北海道立女性プラザ

▶ 男性の育児休業取得によるメリット～その2～

男性にとってのメリット！

ライフ(生活)面

- ・育休を取るにあたっては、家事・育児を行なうことで、家事・育児に主体的に取り組める
- ・父親が母親と同様に子育てをすることで、父親も必要とされる存在に
- …子どもに必要とされていることを実感でき、自分に自信がつく
- ・育児の喜びや悩みを夫婦で共有することができる
- …家族の絆が深まる！

ワーク(仕事)面

- ・育休取得前に自分の仕事の権限を実施
- …これまでの業務のやり方を見直すきっかけ
- ・育休取得後も家事・育児を行なうには、限られた時間で成果を出すことが必要
- …時間管理能力、効率的な働き方
- ・上司・同僚の協力で自身の生活が成り立っているとの想い
- …感謝の気持ちを持ち、社内コミュニケーションも良好に

家族にとってもメリットが！

配偶者(妻)

- ・育児不安・ストレスの軽減などに好影響
- ・就労継続・昇進意欲・社会復帰への意欲の維持

夫婦関係

- ・コミュニケーションが活発に…良好な夫婦関係を構築
- ・家事・育児だけでなく、家計も二人で担うことで、経済的不安が軽減



■資料出所：厚生労働省「男性の育児休業取得促進 研修資料」（平成31年2月）より作成

北海道立女性プラザ

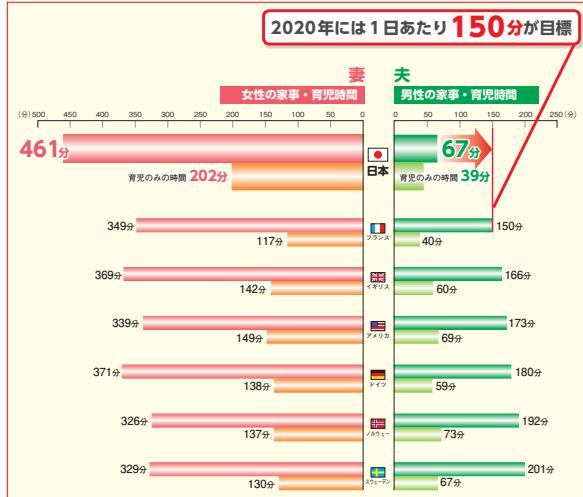
北海道立女性プラザ

男性にとっての男女共同参画

～男性の暮らし方・意識が変われば日本も変わる！～

日本人男性も世界レベルの家事メン

■ 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（1日あたり・国際比較）



資料：Eurostat「How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men」(2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2015) 及び農林省「社会生活基本調査」(平成23年)より内閣府作成。

注：日本の数値は、「夫婦と子供の世界」に定義した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）

6歳未満の子供を持つ夫の子育てや家事に費やす時間みると、
1日あたり67分となっており、
先進国中最底水準にとどまっています。



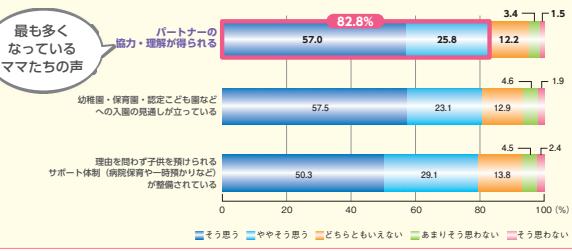
資料出所：内閣府 内閣府男女共同参画局

北海道立女性プラザ

男性の家事・育児が日本の少子化を救う

ママたちは、パパの協力・理解を必要としている

■ 安心して希望どおり子供を持つようになると思う支援・環境

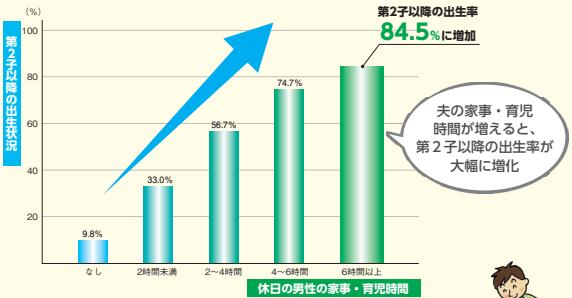


資料：内閣府「少子化社会対策の大綱に関するインターネット調査」(平成26年4月)

対象：20～44歳の夫婦が6歳未満の子を持つ既婚女性のうち、さらに子供を持ちたい希望あり、もしくは現在妊娠中と考えた方のうち、子供を持つことの不安について「感じている」、「やや感じている」と答えた方。

2人目以降の子供の出生には、パパの家事・育児が影響

■ 子供がいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの10年間の第2子以降の出生の状況



出典：厚生労働省「第13回21世紀女性健康調査」(2014)

注：1. 休日家事・育児時間は、夫の休日に費す又は夫から預けられた時間。ただし、妻の「出生前データ」が記載されていない夫婦は除く。

①第1回調査から第13回調査まで又は夫から預けられた時間

②第1回調査時に夫婦で第1回調査までの間に結婚し、結婚第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出前調査時に子ども1人以上ある夫婦

2. 家事・育児時間は、出生前調査時の状況。

3. 12年間で2人以上出産ありの場合は、末子について計算。

都道府県別 日本人男性の家事・育児平均時間

■ 家事・育児関連の総平均時間（分）

※指定された2日間を15分単位で調査した「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。



■ 行動者率～家事＆育児～ (%)

※都道府県別に、行動者数（調査日に当該行動をした人の数）/調査対象者数 × 100 (%) により算出。



資料出所：平成23年社会生活基本調査（総務省統計局）

データは6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの生活時間。

北海道立女性プラザ

男性の育児休業取得意向と実際

■両立支援制度の利用意向

両立支援制度	全体	男性	女性
育児休業制度	50.9%	31.8%	68.9%
育児のための短時間勤務制度	48.9%	34.6%	62.3%

男性の約3割は制度を利用する意向あり

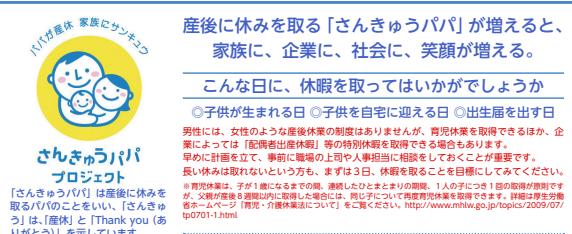
■ 育児休業取得率



1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、2007年以前は、厚生労働省「女性雇用促進基本調査」による。

2. 数値は、調査年度を1年間（平成23年を除く調査年度については、調査開始年10月1日から翌年9月30日までの1年間）に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに児童扶養手当を開始した者の割合。

3. 2010、2011年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を削除した全国の結果。



2020年における「さんきゅうパパ」の割合

内閣府では、配偶者の出産後2ヶ月以内に半日又は1日以上の休み（年次有給休暇、配偶者出産休業等）を取得した男性の割合を、2020年には80%とするこれを目標としています。啓発活動を行っています。

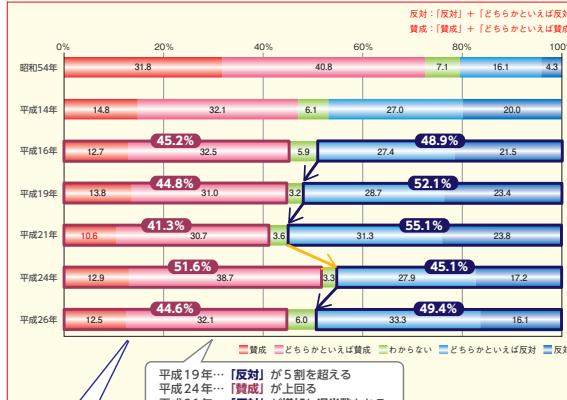
（資料）少子化対策大綱（平成27年3月30日閣議決定）の数値目標

※実績目標によるものと異なります。

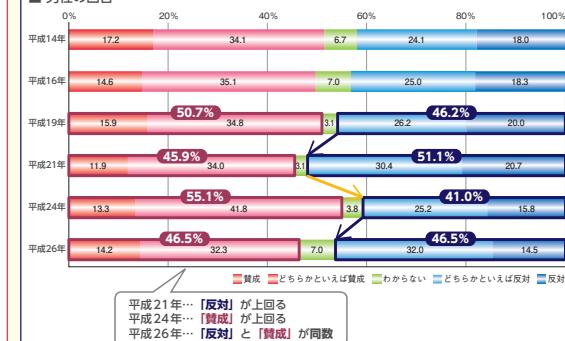
北海道立女性プラザ

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方

■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について（男女全体）



■ 男性の回答

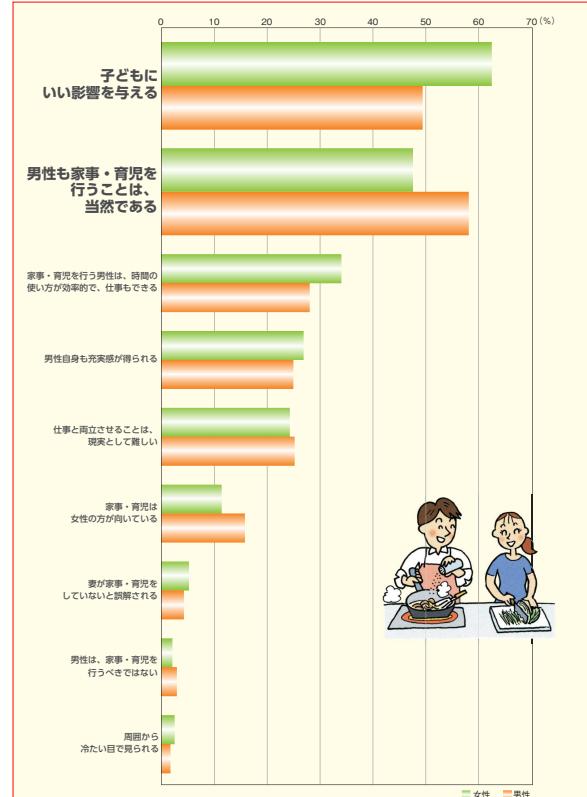


資料出所：「女性の活躍推進に関する世論調査」(H26内閣府)

北海道立女性プラザ

男性の家事・育児参画へのイメージ

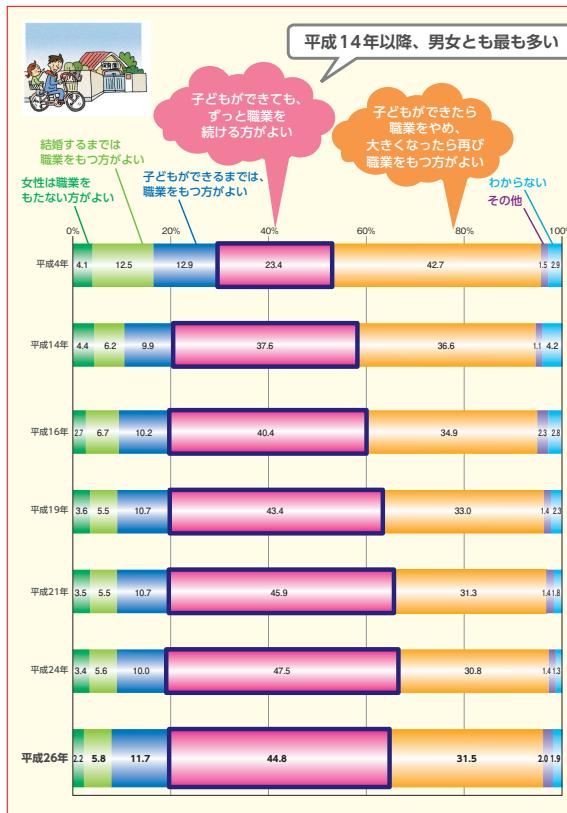
■ 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ（複数回答）



北海道立女性プラザ

女性の就業継続等に対する考え方

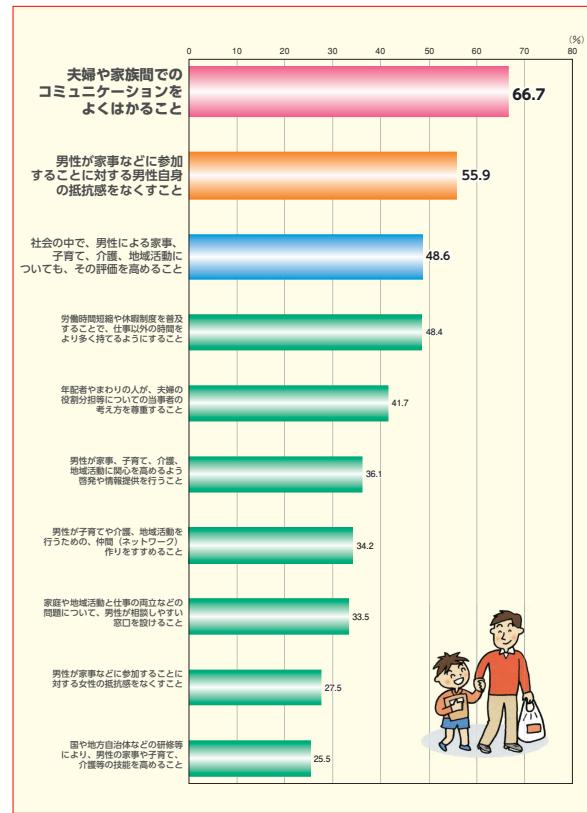
■ 女性が職業をもつことについての考え方



北海道立女性プラザ

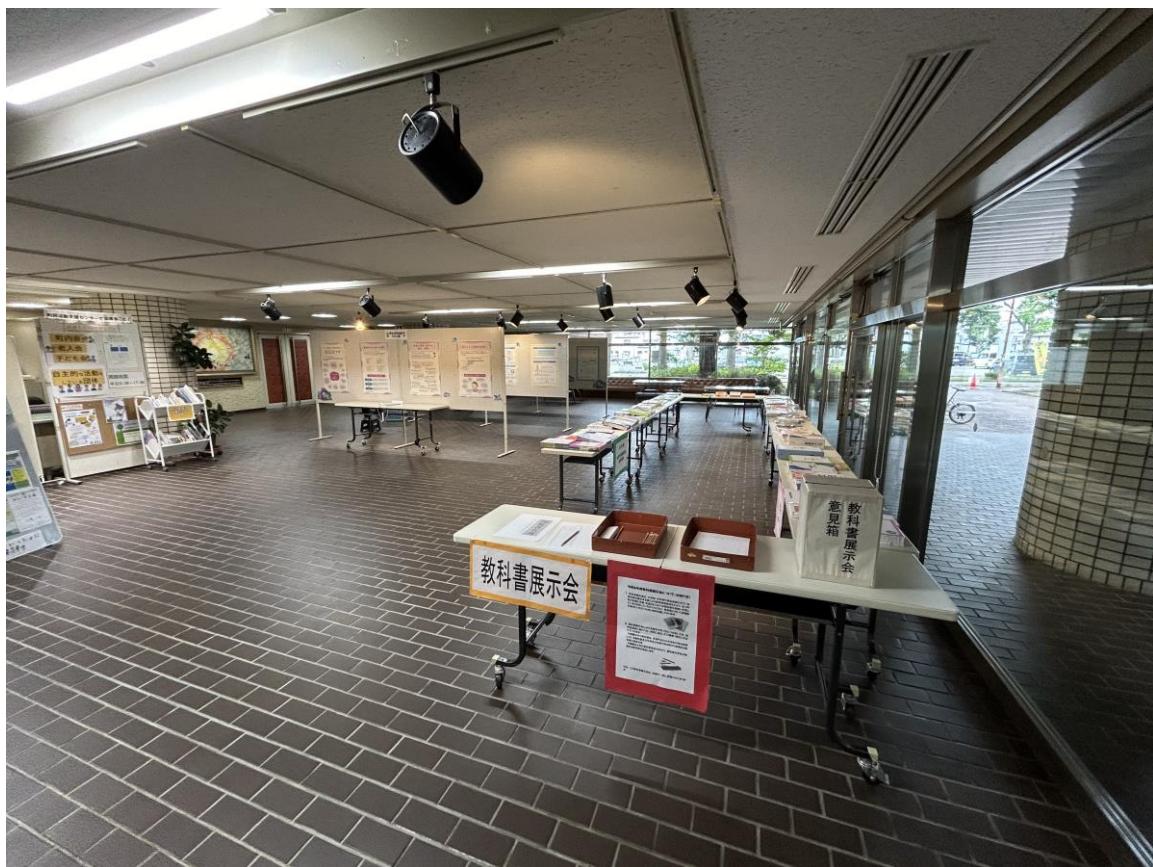
男性の家庭・地域参画

■ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



北海道立女性プラザ





「第3期芽室町男女共同参画基本計画」に関する取組実績（令和5年度）について

基本目標	施策の方向性	施策の内容	具体的な取組	令和5年度中の取組実績（回答欄）
1 男女共同参画の意識づくり	①人権尊重に関する広報・学習活動の充実 ②人権擁護の推進 ③行政情報における配慮 ④男女共同参画意識を育む子育ての推進	○互いに尊重し合い支え合う地域社会の実現を目指して、憲法や人権尊重に関する法令などの広報や学習活動の充実に努め、人権を尊重する意識づくりを進めます。	①人権尊重に関する広報・学習活動の充実 ②人権擁護の推進 ③行政情報における配慮 ④男女共同参画意識を育む子育ての推進	●図書館での関係資料の提供 年間292日【生涯学習課】 ●町内外中学校児童生徒を対象に、帯広人権擁護委員協議会主催による「人権教室」を実施。【健康福祉課】 ●心配ごと相談（町社協主催）【健康福祉課】 ●女性のためのなんでも人権相談所についてHPで周知【健康福祉課】 ●広報誌、ホームページ。各種配布資料に男女の役割を固定的に扱うことのないよう表現などに配慮【政策推進課】 ●妊娠期・子育て期の相談を実施（278件）、子育て支援センターにおいて育児相談を実施（659件）、妊婦とその配偶者を対象にパレママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加）、妊婦を対象にプレママ教室を実施（6回開催、延べ24人参加）【子育て支援課】 ●成年後見支援センターを設置。個別相談会2回、普及啓発事業実6回実施。【高齢者支援課】 ●教科等での指導【教育推進課】 ・保健体育、道徳、特別活動等での指導 ●教職員研修の情報提供及び受講調整【教育推進課】 ・研修の案内及び申込み ●妊婦とその配偶者を対象にパレママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加） ●町内学童、幼稚園保育所、各小学校児童を対象に、帯広人権擁護委員協議会主催による「人権教室」を実施。【健康福祉課】 ●キャリア教育の推進【教育推進課】 ・職場体験の実施 芽室中学校 10月19日 113人 上美生中学校 10月20日・27日 5人 芽室西中学校 10月24日 47人 ●各種講座開催時に託児を実施（延べ82人、168.5h利用）【子育て支援課】 ●各種団体の会議開催時、男女間わざ参画を促す等、参画する機会について配慮【農林課】 ●インターネットを希望する町内外の学生に対し、幅広く行政事務や職場環境を経験できる機会を図った。（（専門学校）1校1名（高校）4校9名（中学校）1校4名（小学校）1校5名の受け入れ）【総務課】 ●男女共同参画パネル展の実施【政策推進課】 ●オンライン型のめむろ未来ミーティングにおける意見を踏まえて、町内のスーパーパーク店舗で「二人乗りキッズカート」の導入助成を実施（2台）【子育て支援課】 ●性別に関わらず、誰もが望んだときにはまちづくりに参画できる機会の確保や、行政に関する関心を高めるための情報発信などに努めます。
2 まちづくりにおける男女共同参画の推進				○多様な価値観に立ったまちづくりが求められる中、誰もが個性と能力を発揮し、政治や経済をはじめあらゆる分野に参画することができ、意見や考え方を反映させていけるような環境づくりに努めます。 ○性別に関わらず、誰もが望んだときにはまちづくりに参画できる機会の確保や、行政に関する関心を高めるための情報発信などに努めます。

基本目標	施策の方向性	施策の内容	具体的な取組	令和5年度中の取組実績（回答欄）
2 働く場における男女共同参画の推進	○雇用相談に関する窓口の開催など、男女の職業能力の開発・育成等のための各種講座の開催と充実 ○農業、商業など自営業において、生産・経営の担い手として幅広い技術を取得するための研修会の充実を図ります。また、地場産品を活用した特産品の開発や企業をめざす女性への情報提供など、地域の活性化のための活動を促進します。	①各種講座の開催と充実 ②就業情報の提供 ③農業における男女共同参画の推進 ④商工業など自営業における男女共同参画の促進	●「起業セミナー」9/2、10/7、11/11開催 延べ35名参加 【商工労政課】 ●就労・雇用相談窓口「芽室町ハローワーク」（平日常設）【商工労政課】 ●問い合わせによる支援補助金の活用による支援【農林課】 ・令和5年度は女性農業者団体2団体の研修補助 ・めむろの恵みフェスタへの補助 ●めむろの恵みフェスタへの補助【農林課】	
		①家庭生活に関する男女共同教育の推進	●児童家庭教育学級へ補助金等による支援を実施（2団体各35,000円補助）【子育て支援課】 ●子育て支援センターにおいて来所相談を実施（659件）、町立保育所運営事業（2か所）、農繁期の大型連休中（5月、9月）に2日ずつ、休日保育を実施、認可保育所運営事業（保育所2か所、認定こども園1か所）、小規模保育事業所2か所）延長保育及び障がい児保育を実施。つまん保育所で病後児保育を実施、利用者負担額（保育料）の减免拡大（所得に問わらず全ての3～5歳及び3歳未満児の非課税世帯の利用者負担額、3歳未満児の第2子以降無料、第3子以降無料）。また、年収約640万未満相当世帯の第2子以降3歳未満児の利用者負担額を無料）、ひとり親世帯等における保育体制の充実と子育て支援体制の整備	
		②保育体制の充実に対するための保育体制の整備や、男性の家事・育児等への参加促進、親の不安や悩みに対応するための相談窓口の充実を図るとともに、子どもの虐待防止など子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。	○仕事と育児の両立を可能とするための保育体制の整備や、男性の家事・育児等への参加促進、親の不安や悩みに対応するための相談窓口の充実を図るとともに、子どもの虐待防止など子育てを社会全体で支える環境づくりに努めます。	
		③子どもとの居場所づくり ④児童虐待防止対策の充実	●児童生徒支援事業【教育推進課】 ・スクールライフアドバイザーを1名配置 ●風の子めむろの開催（51回開催、児童利用回数延べ862回）【子育て支援課】 ●個別ケース会議実施（7家族9回実施）、相談件数（16件）【子育て支援課】 ●ボランティアセンターの入会費の一部等助成（1,436千円）【健康福祉課】 ●町主催の会議における市民アシリテーターの活用 2回開催【魅力創造課】 ●図書館でのボランティア活動 年間241回【生涯学習課】	
2 家庭生活における男女共同参画の推進	○地域が一体となって男女共同参画社会をめざし、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において町、市民、事業者等が相互に協力し合う連携体制の整備に努めます。 ○誰もが住みやすい社会を実現するため、地域活動を通じて、そこに住む人々の協調と連携の意識を育て、コミュニティ活動やボランティア活動などへの参加を促進します。	①市民ボランティア活動の推進 ②コミュニティ活動への参加の促進 ③生涯学習活動への参加の促進 ④防災・減災活動の推進	○災害時に男女がともに協力して乗り越えられるよう、日頃からの協力体制を呼びかけます。 ○女性の視点を取り入れ、生活に密着した災害対策を進めます。	●芽室町災害対策本部訓練において、「めむろ共助の会」の女性会員の参加協力も得て、災害時の対応を訓練した。住民避難訓練において、プライバシーに配慮したクリッパーテーション、マルチントを組み立て、備蓄品の確認をした。【総務課】 ●問い合わせによる支援【農林課】 ・令和5年度は女性農業者団体2団体の研修補助 ・めむろの恵みフェスタへの補助 ●「起業セミナー」9/2、10/7、11/11開催 延べ35名参加 【商工労政課】 ●研修等の機会の提供【総務課】
2 女性の活躍推進	○各種セミナーなど学習機会を設け、女性の自立支援や育成に努め、地域全体で女性の活躍推進の意識を高めるとともに、取り組みやすい環境づくりに努めます。 ○町内への意識啓発に向け、庁舎内においても研修活動の充実や適材適所への人材配置など、体制整備に努めます。	①女性団体の育成、自立とネットワークづくり ②学習機会の充実 ③庁舎内における男女共同参画の推進		

基本目標	施策の方向性	施策の内容	具体的な取組	令和5年度中の取組実績（回答欄）
2 ワーカイバランスの推進	○職場優先の組織や風土を変えるために、働き方や性別による固定的な役割分担意識を見直し、地域社会や家庭生活に参画できるよう意識啓発を行います。 ○男女がともに働きながら家庭生活に積極的に参画できる環境整備に努めます。	①男女が互いに協力し合う意識の形成 ②学習機会の充実 ③働きやすい職場環境の推進	●妊娠とその配偶者を対象にママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加）【子育て支援課】 ●妊娠とその配偶者を対象にママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加）【子育て支援課】 ●芽室町職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定し、職務上不利益を受けた場合の相談体制を整備した。【総務課】 ●テレワークの推進【総務課】	●妊娠とその配偶者を対象にママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加）【子育て支援課】 ●妊娠とその配偶者を対象にママ教室を開催（6回開催、延べ43人参加）【子育て支援課】 ●芽室町職員のハラスメント防止等に関する要綱を策定し、職務上不利益を受けた場合の相談体制を整備した。【総務課】 ●テレワークの推進【総務課】
3 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	○DV、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為、性の商品化等のあらゆる暴力の根絶に向け、世代を問わずに性に関する意識の高揚に努めます。 ○配偶者等に対する暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重大な課題です。その予防と被害からの回復のための相談、支援体制を整備するとともに、広報や啓発活動を行います。 ○関係機関と連携し、緊急時における安全の確保を行い、必要に応じて継続的な自立支援を行います。また、支援に関する基本的な情報適用を行います。	①女性への暴力根絶についての認識の浸透 ②女性の権利性を尊重する意識づくりの推進	●DV被害に関するパンフレット等を保健福祉センターに備え付け【健康福祉課】 ●女性のための人权なんでも相談所、女性の人权ホットライン、女性への暴力根絶の取組をHPで周知【健康福祉課】 ●DV被害に関する相談や一時保護について、十勝総合振興局と連携を図っている【健康福祉課】	●DV被害に関するパンフレット等を保健福祉センターに備え付け【健康福祉課】 ●女性のための人权なんでも相談所、女性の人权ホットライン、女性への暴力根絶の取組をHPで周知【健康福祉課】 ●DV被害に関する相談や一時保護について、十勝総合振興局と連携を図っている【健康福祉課】
3 男女の自立した安心な生活と健康づくり支援	○男女それぞれの健康課題について正しい知識を普及し、個人の健康づくりを支援するとともに、女性の妊娠・出産期など体の状態に変化がみられる時期などの健康保持について支援の充実に努めます。	①健康診査など予防対策の充実 ②健康づくり事業の充実	●予防接種の実施（高齢者肺炎球菌ワクチン接種者数：130人、インフルエンザワクチン接種者数（高齢者等）：2,617人）【健康福祉課】 ●成人風しん抗体検査・予防接種の実施（抗体検査実施者数：41人、予防接種実施者数：2人）【健康福祉課】 ●がん検診等各種健（検）診の実施【健康福祉課】※受診者数を記載（若年健診：65人、脳ドック：154人、肝炎ウイルス検診：109人、胃がん検診：1,032人、肺がん検診：1,180人、大腸がん検診：1,185人、子宮がん検診：472人、乳がん検診：588人）	●学校健康診断実施事業（小・中）【教育推進課】 ・小4、中1の受検希望者及び全学年の所見者を対象に生活習慣病検査を実施受検者数 小学生：60人 中学生：70人 ・町の保健師や栄養士から、生活習慣病予防の知識啓発となる情報を学校に提供 ●健診結果説明会の実施（保健指導数：187人、栄養指導数17人）、出前健康講座の実施（14件）、府内健康相談の実施（303件）【健康福祉課】 ●生活習慣改善教室の開催（R5年12月～R6年2月開催、参加者29人）【健康福祉課】 ●健康ポイント制度の実施（ポイント達成者数：547人）【健康福祉課】 ●うつスクリーニングの実施（実施数：213人）【健康福祉課】

基本目標	施策の方向性	施策の内容	具体的な取組	令和5年度中の取組実績（回答欄）
				<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診・相談事業～4か月児（98件）、10か月児（109件）、1歳9か月児（122件）、3歳6か月児（97件）、乳幼児に対する来所相談（19件）、2歳6か月児相談（34件）を実施【子育て支援課】 ● 訪問指導を実施～妊娠（延べ2人）、産婦（延べ108人）、幼児保護者（延べ2人）、新生児（延べ43人）、未熟児（延べ3人）、乳児（延べ44人）、幼児（延べ6人）【子育て支援課】 ● 育児相談専用電話による対応（61件）【子育て支援課】
3	男女の自立した安心な生活と健康づくり支援		<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急通報システム設置（設置数79世帯）【高齢者支援課】 ● 介護用品の支給（介護家族への支援）（利用者3名）【高齢者支援課】 ● 高齢者食事サービス（利用者45名）【高齢者支援課】 ● 在宅通院移送サービス（特殊車両による通院費の一部助成）（利用者18名）【高齢者支援課】 ● 除雪サービス（利用者62人）【高齢者支援課】 ● 地域包括支援センターとして、高齢者やその家族のための相談窓口を民間委託により設置。相談延べ数1,482件。【高齢者支援課】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児健診・相談事業～4か月児（98件）、10か月児（109件）、1歳9か月児（122件）、3歳6か月児（97件）、乳幼児に対する来所相談（19件）、2歳6か月児相談（34件）を実施【子育て支援課】 ● 訪問指導を実施～妊娠（延べ2人）、産婦（延べ108人）、幼児保護者（延べ2人）、新生児（延べ43人）、未熟児（延べ3人）、乳児（延べ44人）、幼児（延べ6人）【子育て支援課】 ● 育児相談専用電話による対応（61件）【子育て支援課】
				<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険事業所指定【高齢者支援課】 ・新規指定 介護予防・日常生活支援総合事業 1事業所 ● 介護サービス事業の充実 ○男女がともに介護を担うことができる、家族や地域が支え合い安心して介護ができる、また、受けられるための老人福祉施設の充実に努めます。 ○男女がともに介護を担うことができる、家族や地域が支え合い安心して介護ができる、また、受けられるための老人福祉施設の充実に努めます。 ● 介護予防教室の開催【高齢者支援課】 ・介護予防教室「まるる元運動教室」（参加者73名） ・機能訓練教室「いきいきリバビリ教室」（参加者66名） ・高齢者体力増進教室「からだイキイキ運動塾」（参加者15名） ● 介護予防ポイント推進事業（登録者56名）【高齢者支援課】 ● 通院・通所に伴う交通費の助成（利用人数115人）【健康福祉課】

基本目標	施策の方向性	施策の内容	具体的な取組	令和5年度中の取組実績（回答欄）
3 男女の自立した安心な生活と健康づくり支援	○男女ぞれぞれの健康課題について正しい知識を普及し、個人の健康づくりを支援するとともに、女性の妊娠・出産期など体の状態に変化がみられる時期などの健康新生者について支援の充実に努めます。 ○高齢者、障がい者、ひとり親家庭等さまざまな困難を抱える人々が自立して生活し、社会のあらゆる場面に参画できるよう、各種支援サービスや相談体制の充実を図ります。	⑨安定した生活確保に向けた心理的・経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒支援事業【教育推進課】 ●スクールライアドバイザーを1名配置 ●要・準要保護就学援助事業（小・中）【教育推進課】 ●学用品費等の支給 ●認定世帯（年度末時点）：120世帯 ●大学等就学支援事業【教育推進課】 ●大学等奨学金貸付者：59名 ●私立高等学校生徒授業料補助 ●認定生徒数：111名（補助決定9名） 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒支援事業【教育推進課】 ●スクールライアドバイザーを1名配置 ●要・準要保護就学援助事業（小・中）【教育推進課】 ●学用品費等の支給 ●認定世帯（年度末時点）：120世帯 ●大学等就学支援事業【教育推進課】 ●大学等奨学金貸付者：59名 ●私立高等学校生徒授業料補助 ●認定生徒数：111名（補助決定9名）



お父さん応援講座を 開催しませんか？

共働き世帯が増えている今、
両親が協力して育児を行うことが必須となっています。
北海道では、企業や地域子育て支援拠点等の希望に応じて講師を派遣し、
育児に対する理解を深めてもらうことを目的に
「お父さん応援講座」を行っています。

～講座を受けた感想～

お父さんが積極的に育児に関わることが
家族の幸せに繋がると感じた。



他の家庭でも同じような状況だと
知れて安心した。



講師（お父さん）の
実体験が聞けて非常に参考になった。



お申し込みはこちら↓↓

※ 市町村担当所管課を通して、
北海道へお申し込みをお願いします。

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課

TEL : 011-206-6309 (直通) (内線25-761)

Mail : hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

15





HOME > 保健福祉部 > 子ども政策局 > お父さん応援講座の実施について

お父さん応援講座の実施について

ページ内目次

「お父さん応援講座」の開催企業・団体、市町村等の募集について

「お父さん応援講座」の開催企業・団体、市町村等の募集について

共働き世帯が増えている今、両親が協力して育児を行うことが必須となっています。

北海道では、企業や地域子育て支援拠点等の希望に応じて講師を派遣し、育児に対する理解を深めてもらうことを目的に「お父さん応援講座」を行っています。

お父さん応援講座は、男性（父親）を対象とした子育て講座（家庭におけるパートナーの役割や家事・子育ての楽しさ、子どもとの接し方・遊び方などの内容）です。

少子化対策や子育て支援の推進の一環として、企業・団体の研修や学びの場、地域のお父さん方の集まる場（子育て支援拠点等）で、ぜひご活用ください。

1 内容

(1) 参加者

子育て中の父親やこれから父親になる男性を主な対象としています。

※お子さんや女性（母親）の同席も可能です。

(2) 開催場所・日時

会場については申込者で、用意してください。日時は道が講師と調整させていただきます。

(3) 講師派遣費用

無料

※道との共催とさせていただきます。

(4) 開催期間

令和6年（2024年）9月2日～令和7年（2025年）2月28日（予定）

※開催時期については、相談を承ります。

(5) その他

道内4か所（各回定員30名）です。

※応募は先着順とさせていただきます。応募多数の場合は、締め切らせていただきます。

2 申込方法

「講師派遣申請書」に記入の上、市町村担当所管課を通じて北海道庁までお申し込みください。

[講師派遣申請書 \(DOCX 13.8KB\)](#)

カテゴリー

- › 少子化
- › 子育て支援

子ども政策局メニュー

注目情報

- 1 こども基本法
 - › こども家庭庁
 - › こどものいきん
- 2 少子化対策
 - › 少子化
 - › 次世代教育
 - › 共同宣言・タイアップ協定
 - › 北海道ユースプランナー制度
- 3 結婚支援
 - › 結婚支援
- 4 子育て支援
 - › 北海道妊婦・子育て世帯優先マーケ
 - › こどもまんなか応援センター
 - › こどもファスト・トラック
 - › どさんこ・子育て特典制度
 - › 赤ちゃんのほっとステーション
 - › ほっかいどう未来輝く子育て大賞
 - › せわざきせわやき隊（地域の子育て・子育ち支援）／北海道すきやき隊（企業・団体の子育て支援）
 - › お父さん応援講座
 - › 保育の無償化
 - › 待機児童

令和5年度「まちづくりに関する住民意識調査」概要

《調査の目的》

これまでのまちづくりに対する住民の満足度や、これからの行政（施策）推進に係る住民の意向を調査する。

なお、この調査では「第5期芽室町総合計画」後期実施計画の施策ごとの目標に対する進ちょく状況を把握することに活用する。

《調査対象者》

芽室町民の男女別各年齢層の中から無作為に抽出した2,000名

《調査方法》

調査対象者に調査票を送付し、回答方法は次のいずれかとした。

①インターネット回答 ②返信用封筒による郵送提出

《調査期間》

令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

《回答者数・回答率》

令和6年2月8日（木）現在 回答者数 581名

回答率 29.1%

（令和4年度回答率 31.5%）

*令和元年度調査より、調査方法・集計方法を変更しています。

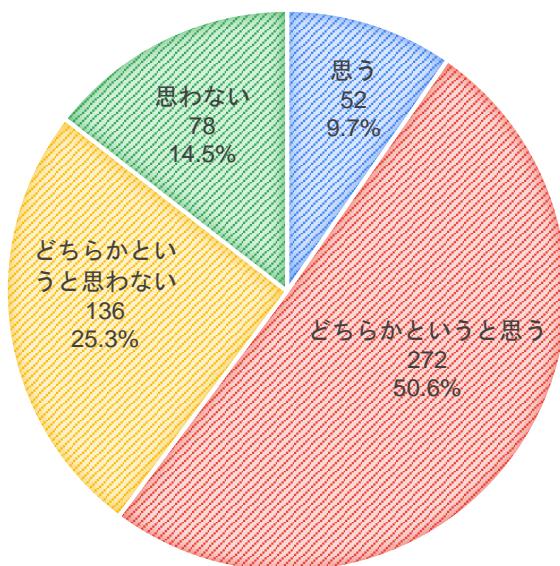
*「第5期芽室町総合計画」では、施策ごとに目標値を設定しており、その関連の設問項目は次のとおりです。

問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問16	問17
問18	問19	問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27
問28	問29	問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38
問40	問41	問42	問43	問44	問45	問47			

*選択肢以外の自由記載欄などに記載いただいた内容は、基本的に原文のまま、掲載します。ただし、個人の特定に繋がる可能性の高い記述について、該当部分を削除等することがあります。

*回答結果の割合「%」は回答数に対して、それぞれの割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

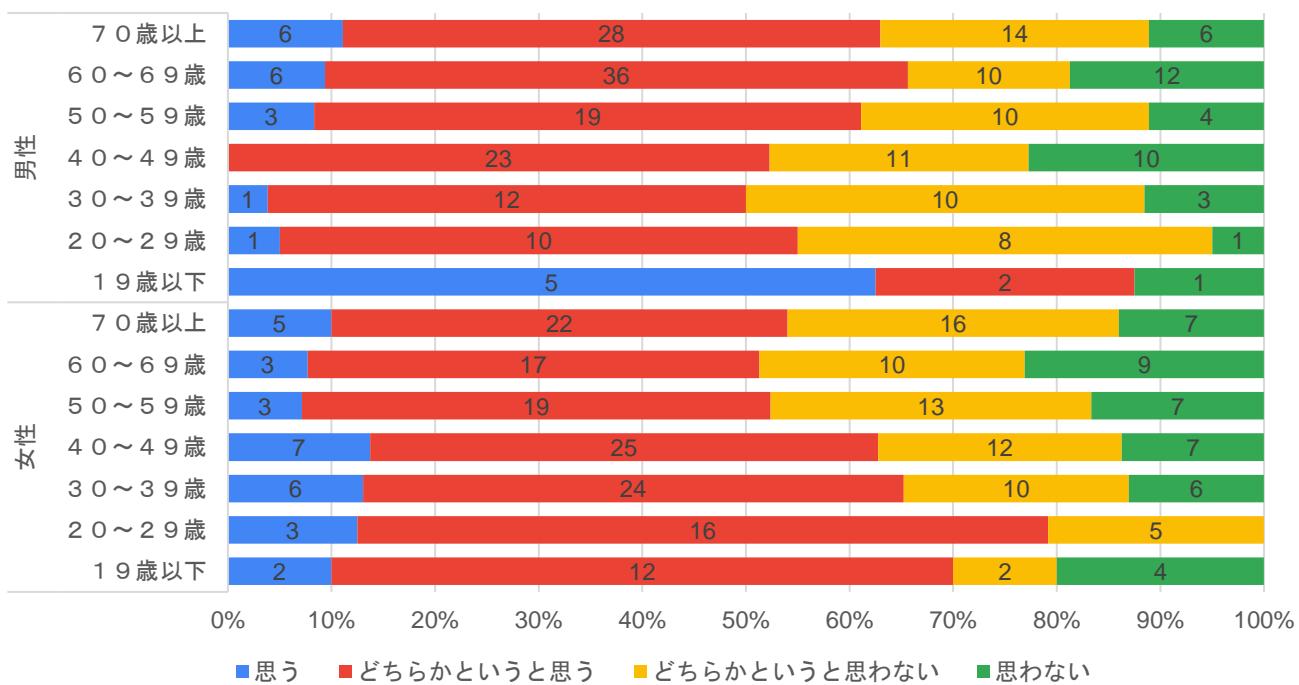
問22 芽室町は「性別に関係なく社会進出(参加)ができるまち」だと思いますか



第5期芽室町総合計画（実施計画）における目標値と達成状況

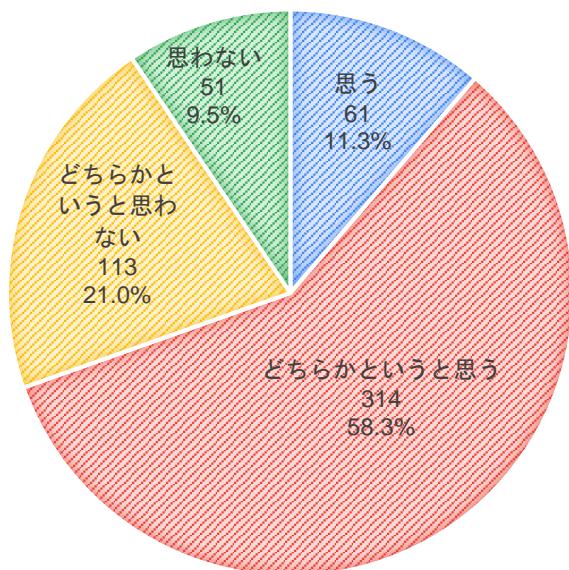
R3 時点	58.0%
R4 時点(前回)	59.9%
R5 時点(今回)	60.3%
目標値(R8 時点)	90.0%

■問22×問1 性別×問2年齢のクロス集計（グラフ中の数字は回答人数）



- 前回調査時より 0.4 ポイント増加しました。
- 性別問わず、全ての世代において、半数以上が「思う」「どちらかといふと思われる」と回答されました。

問 23 芽室町は「人権が尊重され、差別や人権侵害がないまち」だと思いますか

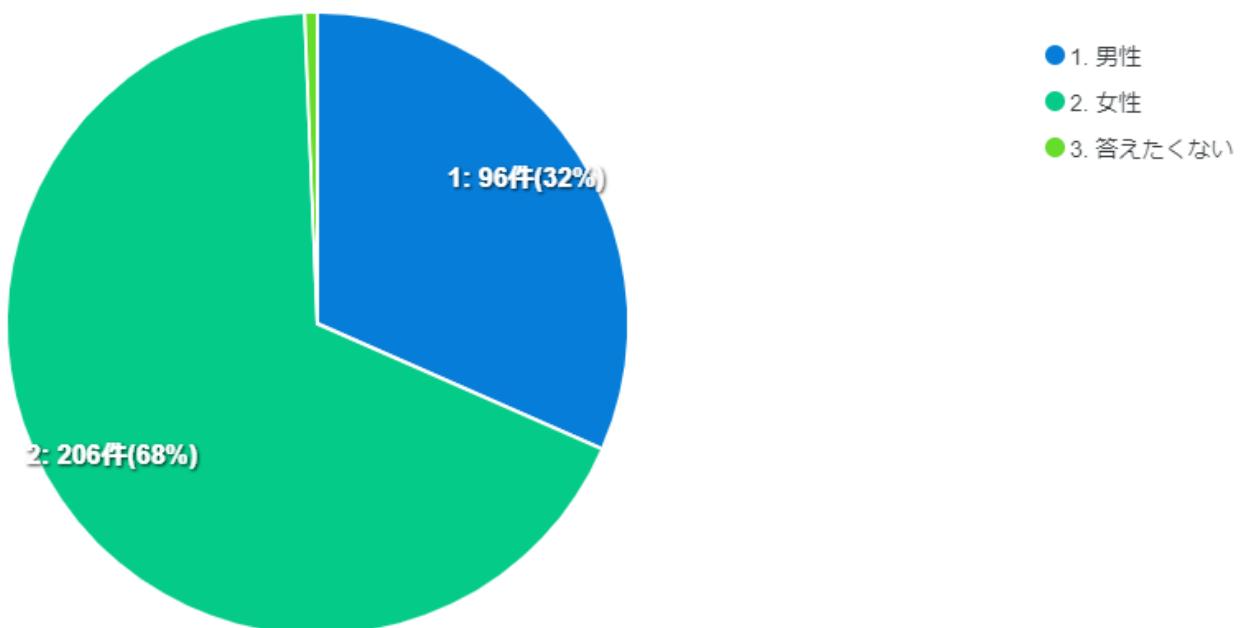


第5期芽室町総合計画（実施計画）
における目標値と達成状況

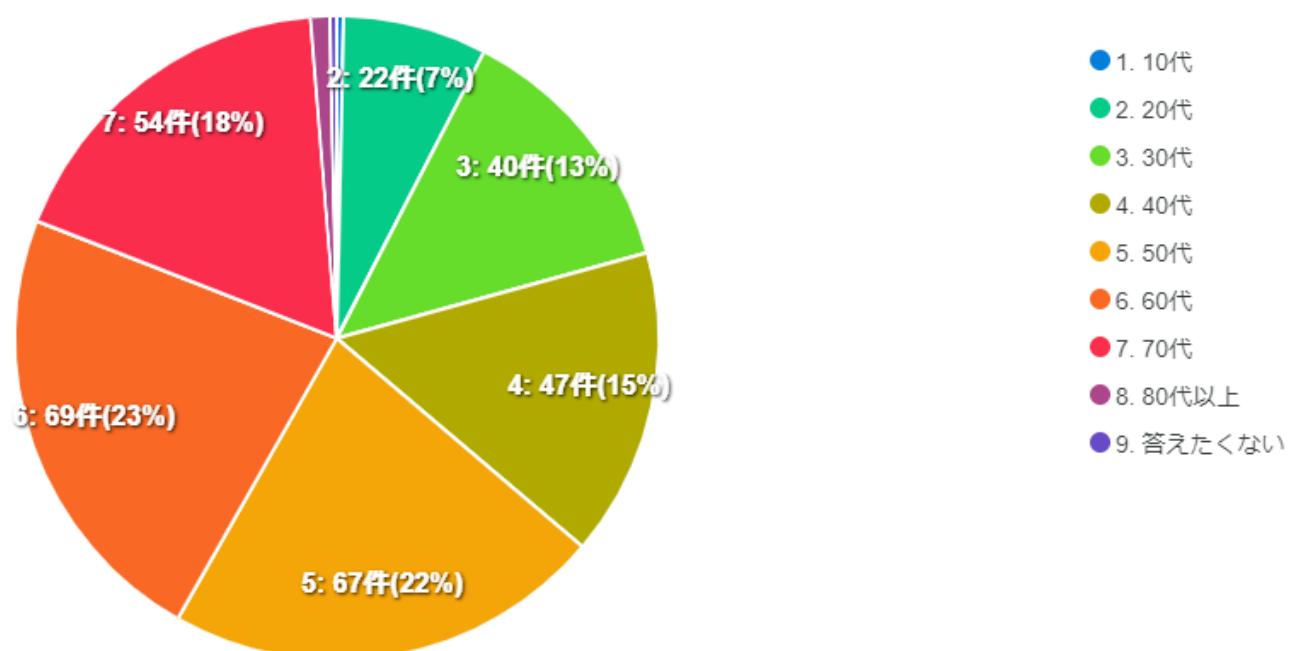
R3 時点	70.0%
R4 時点(前回)	72.4%
R5 時点(今回)	69.6%
目標値(R8 時点)	90.0%

家事に対する意識アンケート結果

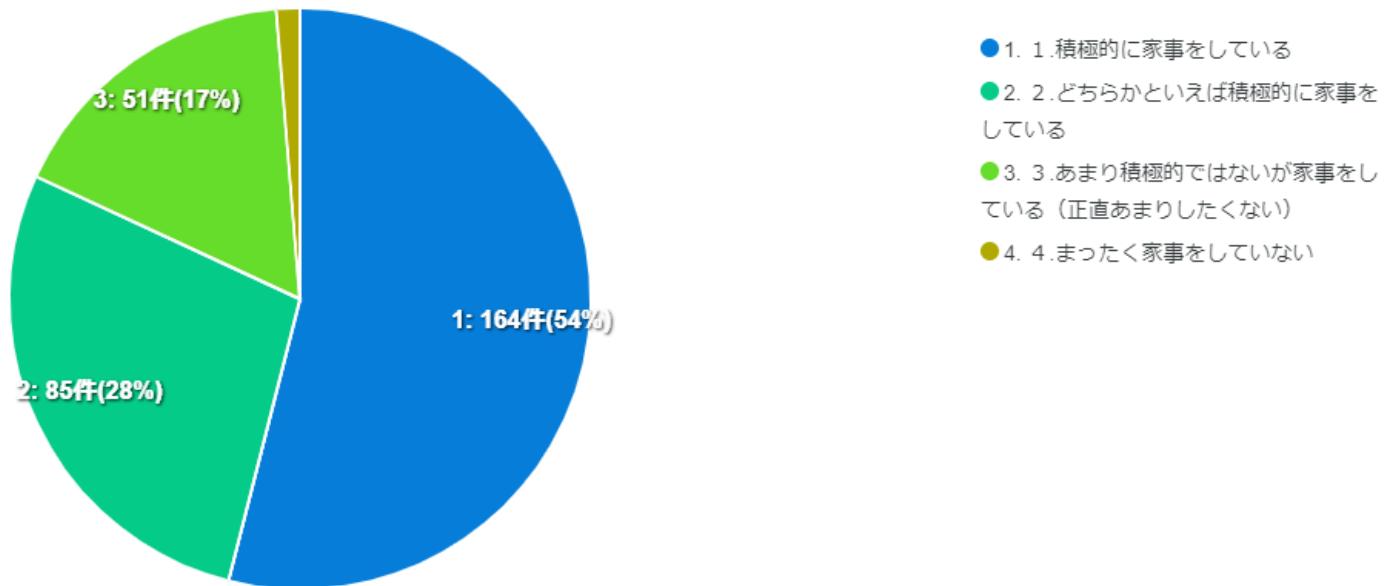
問1 あなたの性別を教えてください。次の中から1つ選択してください。



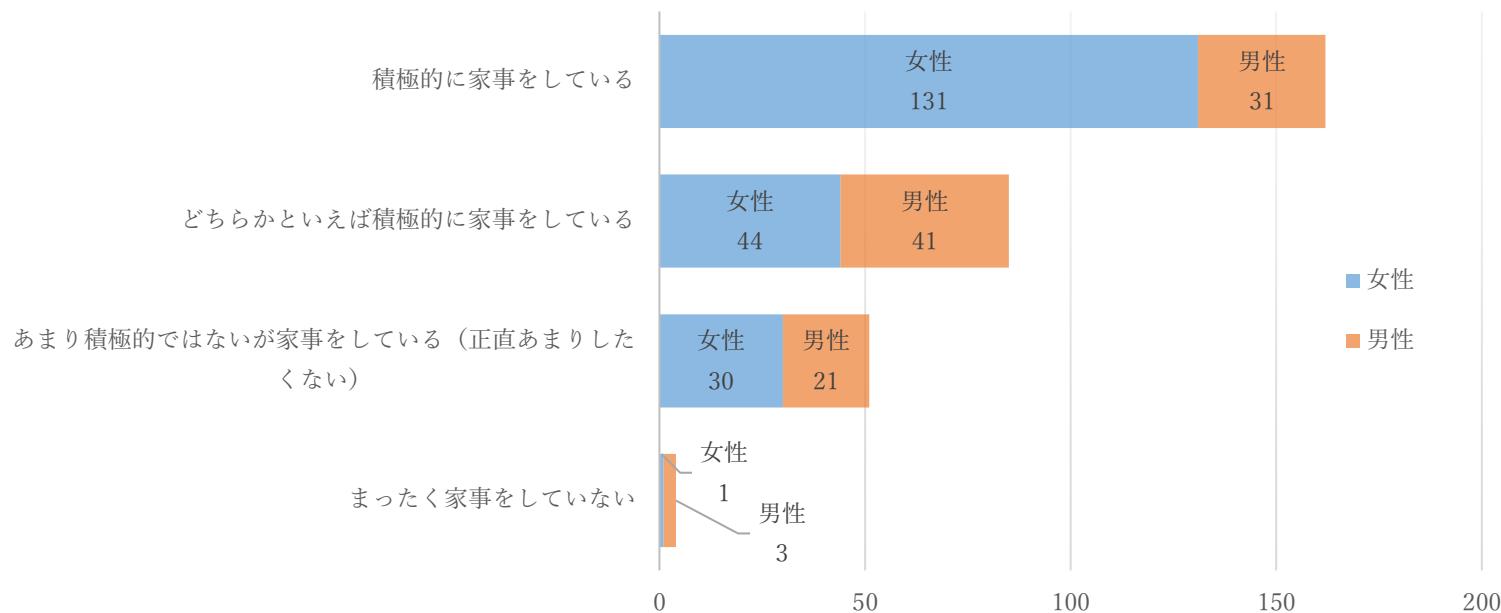
問2 あなたの年代を教えてください。次の中から1つ選択してください。



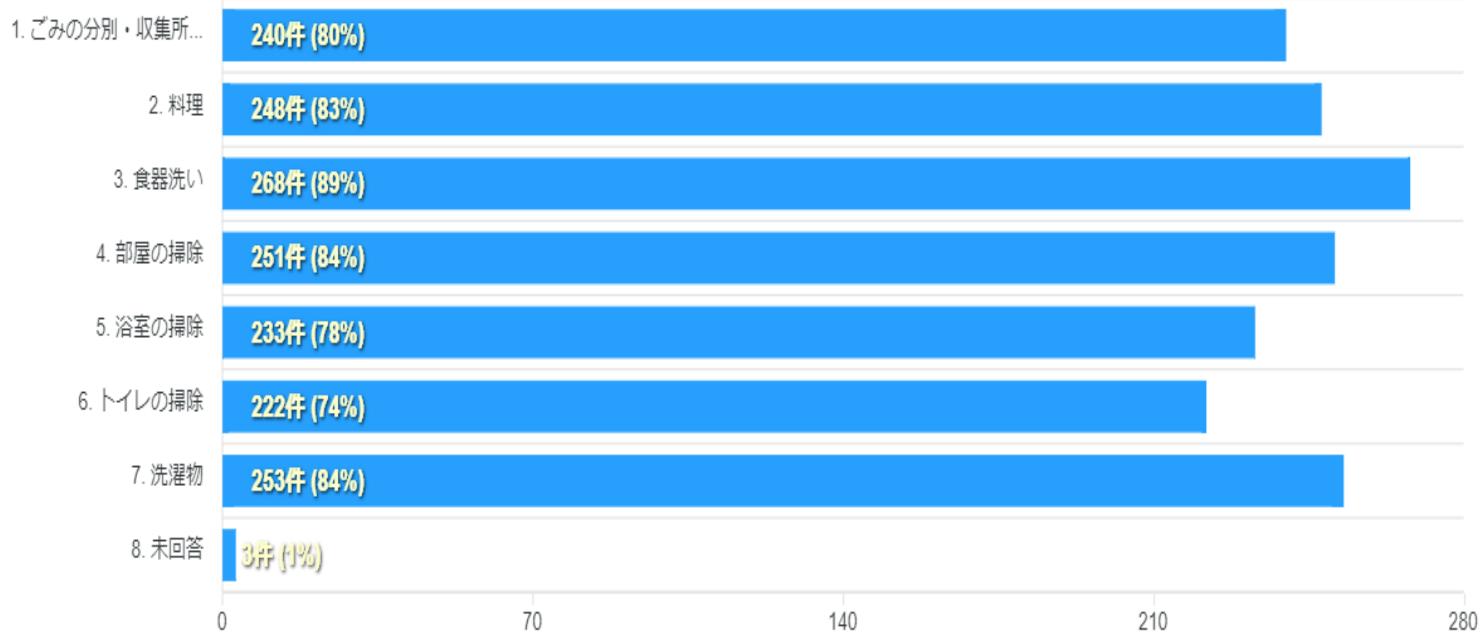
問 3-1 あなたは普段、積極的に家事をしていますか？ 次の中から1番近いものを1つ選択してください。



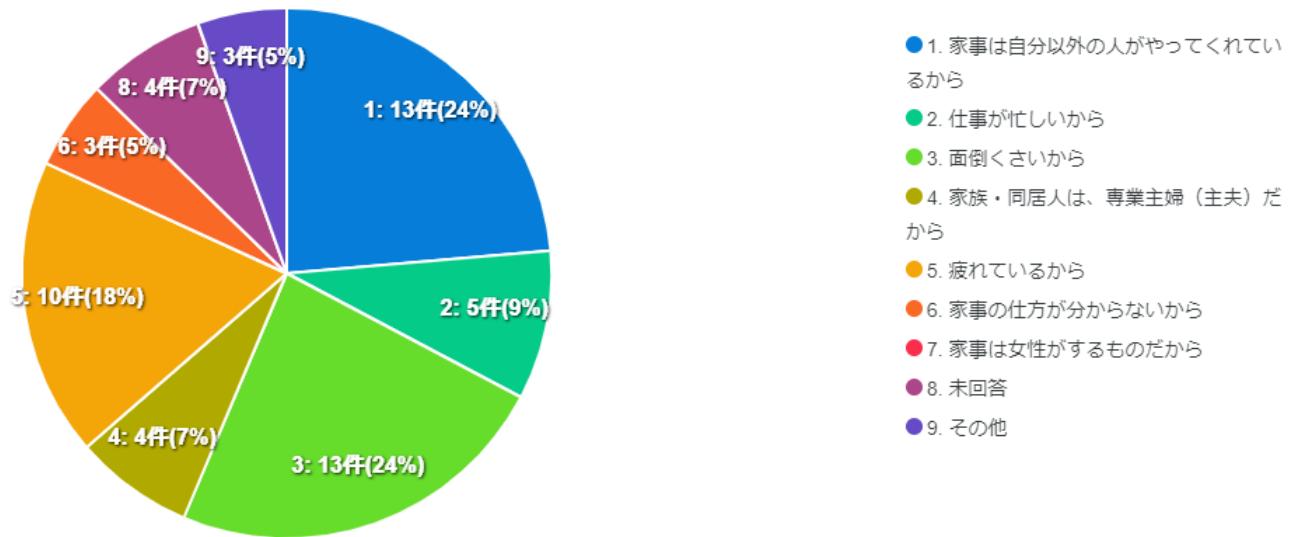
■問 3-1 の男女別集計



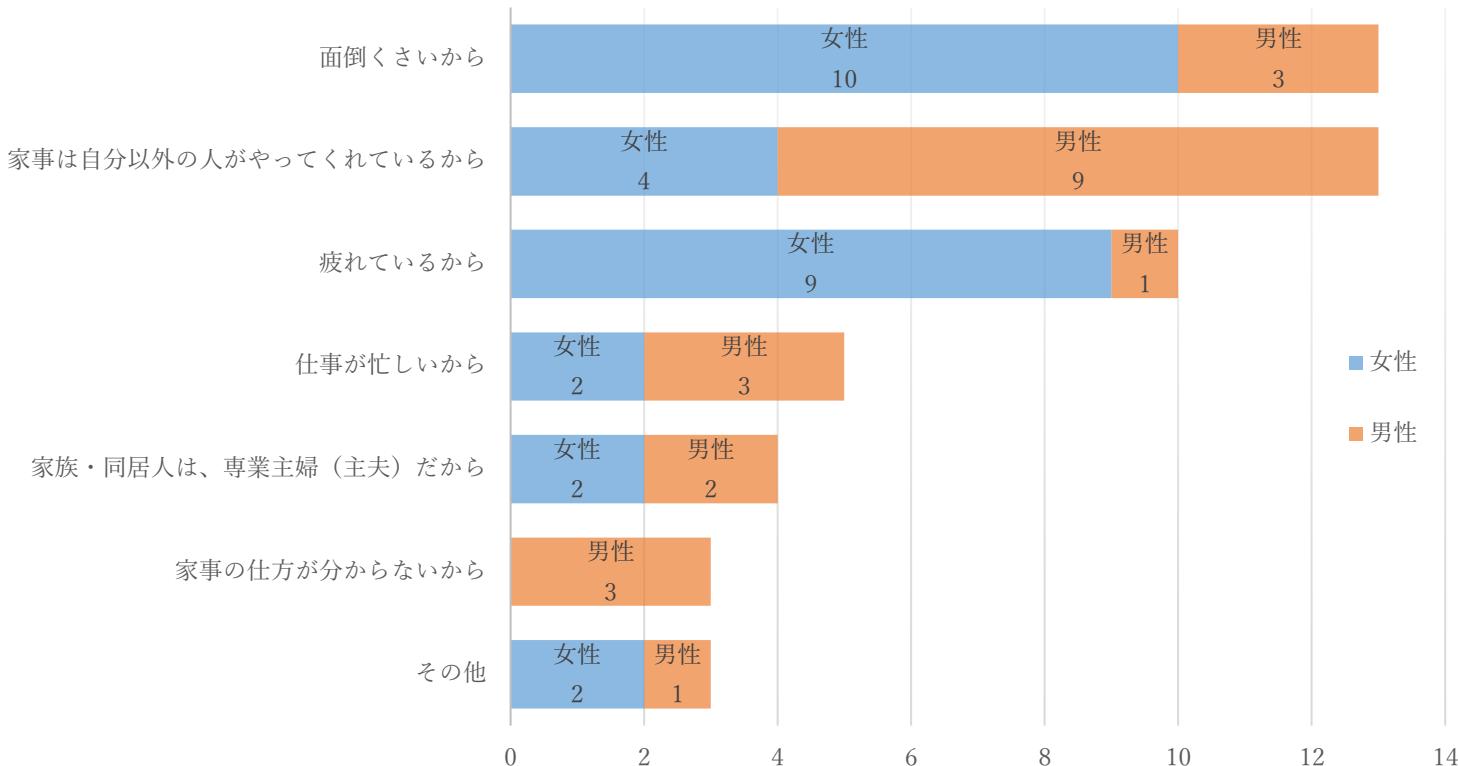
問3-2 問3-1で、1・2・3と回答した方にお聞きします。次にあげるものうち、普段あなたがしていることを選択してください。(複数選択可)



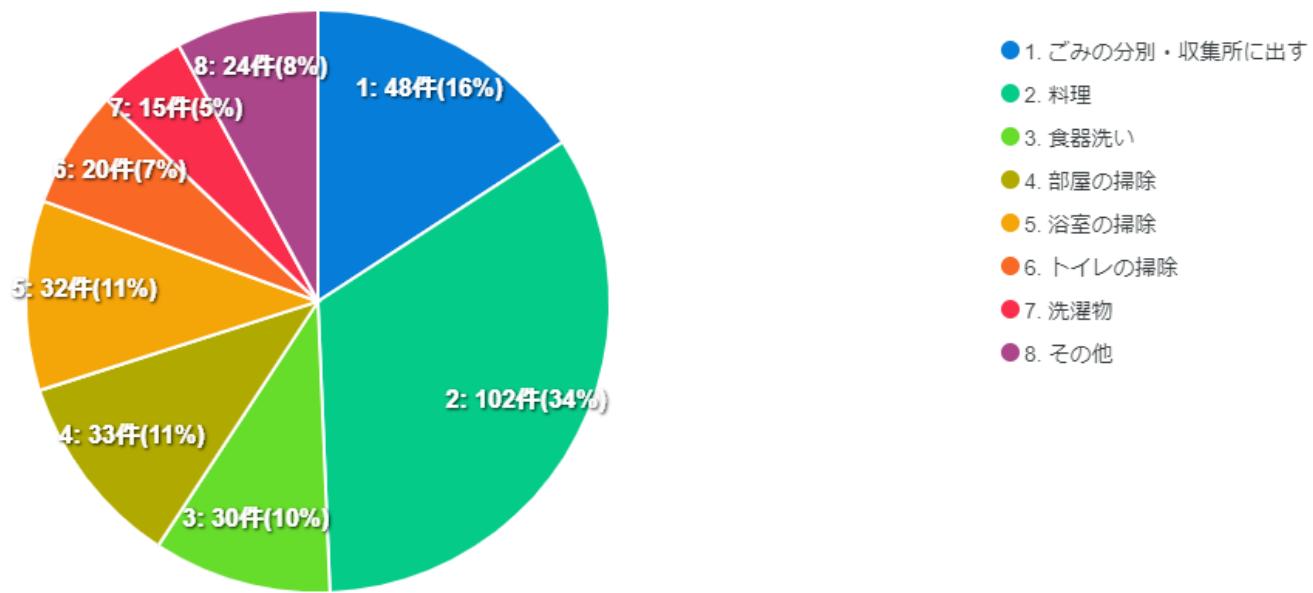
問 3-3 問 3-1 で、3・4と回答した方にお聞きします。あなたが家事をしたくない・しない理由の1番大きいものを1つ選択してください。



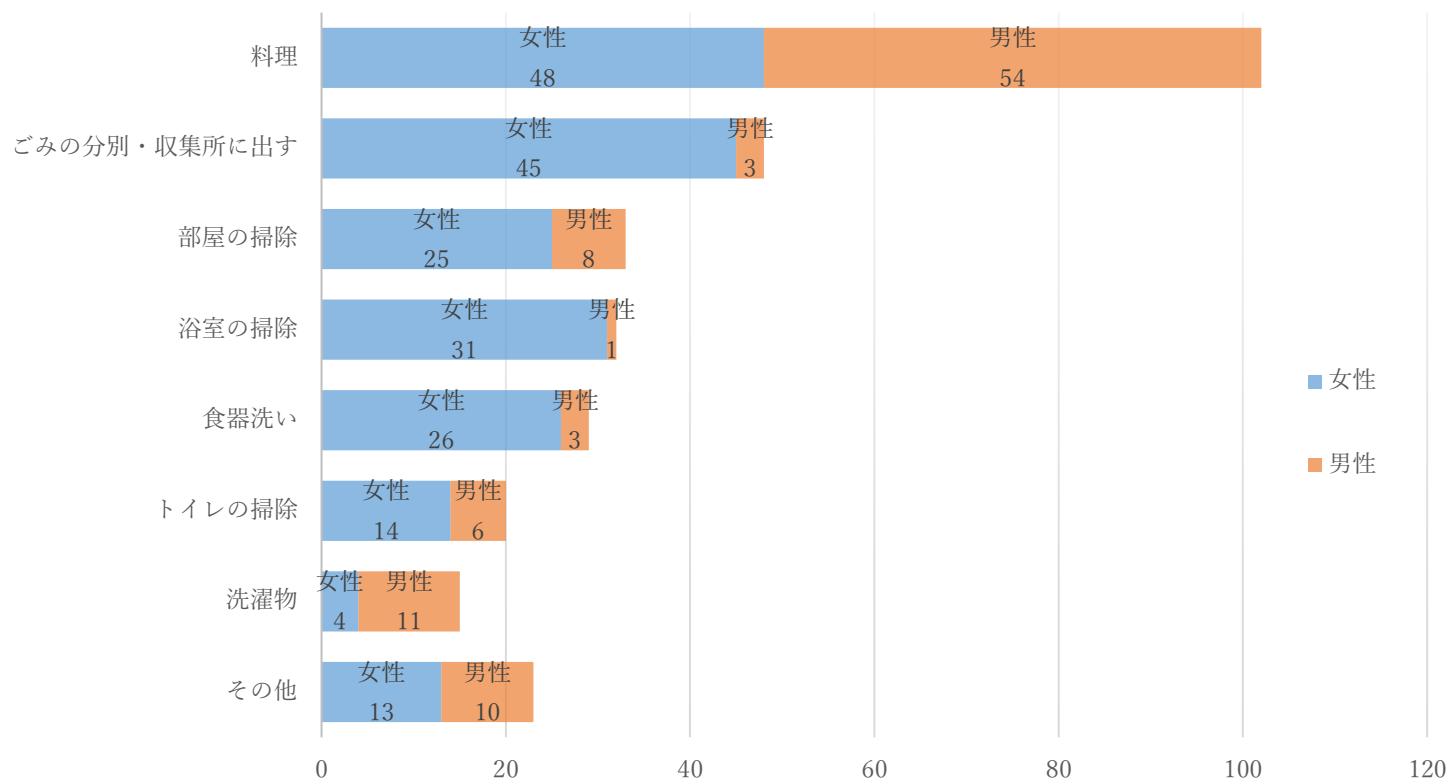
■問 3-3 の男女別集計



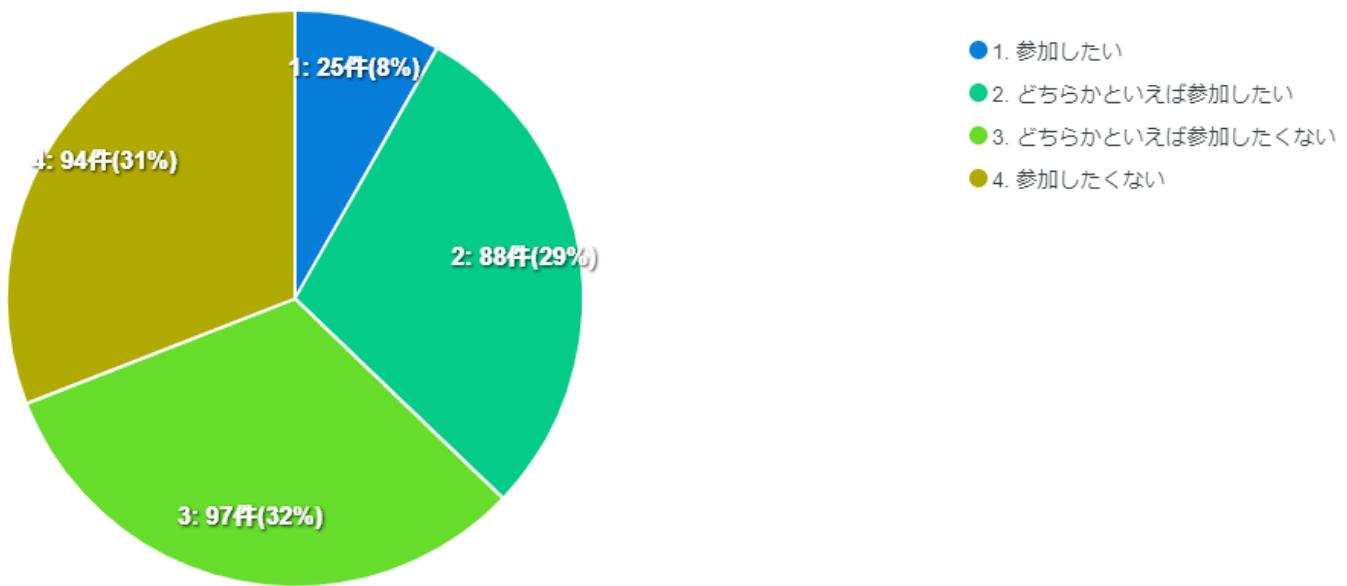
問4 次にあげる家事のうち、あなたが配偶者やパートナーに1番してもらいたいことを教えてください。



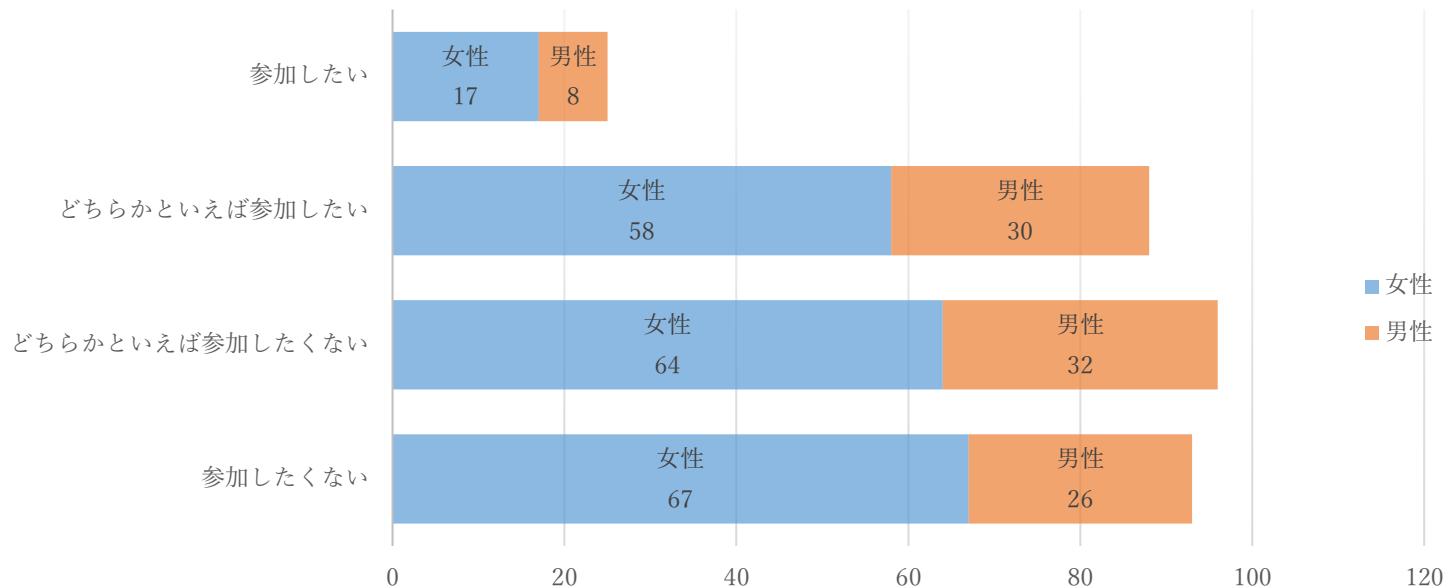
■問4の男女別集計



問5 芽室町は他の自治体に比べ、ごみ分別が分かりにくいと言われています。
ごみの分別講座の開催があれば参加したいと思いますか。



■問5の男女別集計



パートナーシップ制度 導入自治体一覧表（北海道）

北海道札幌市	(2017年6月)	北海道函館市	(2022年4月)	北海道帯広市	
					(2022年12月)
北海道北見市	(2022年4月)	北海道岩見沢市	(2023年2月)	北海道苫小牧市	(2023年1月)
北海道江別市	(2022年3月)	北海道北斗市	(2023年4月)	北海道滝川市	(2024年1月)
北海道小樽市	(2024年1月)	北海道旭川市	(2024年1月)	北海道深川市	(2024年3月)
北海道釧路市	(2024年4月)	北海道室蘭市	(2024年4月)	北海道網走市	(2024年4月)
北海道東川町	(2024年1月)	北海道鷹栖町	(2024年1月)	北海道当麻町	(2024年1月)
北海道愛別町	(2024年1月)	北海道東神楽町	(2024年1月)	北海道美瑛町	(2024年1月)
北海道斜里町	(2024年4月)	北海道清里町	(2024年4月)	北海道比布町	(2024年1月)
				北海道小清水町	(2024年4月)
					(月)
北海道大空町	(2024年4月)	北海道上川町	(2024年4月)		

帯広市パートナーシップ制度がスタート

12月1日(木)から申請を受け付け

性的指向(好きになる性)・性自認(心の性)に伴う差別・偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図り、性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指します。

問い合わせ 市民活動課男女共同参画係(市庁舎3階、☎ 65・4134)

市ホームページID.1013194



パートナーシップ制度とは

本制度は、婚姻関係ではないものの、継続的に共同生活を行う同性カップルなどの2人の関係を帯広市が受け止め、公的に認める仕組みです。

全国では200を超える自治体がパートナーシップ制度を導入しており、道内では札幌市、江別市、函館市、北見市が運用を開始しています。

また、「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、または共同生活を行うことを約束した2者の関係」と定義しています。



この制度で何が変わるの？

帯広市の制度であるため、法的効力はありませんが、当事者の安心感や、社会的な理解を広げていくことを目指しています。

また、パートナーが配偶者や家族と同様の行政サービスが受けられるよう、税証明の発行や就学援助の申請などを見直すこととしています。このほか、携帯電話の家族割引や生命保険の受け取り、住宅購入時のペアローンの利用など、民間サービスにも広がってきています。



二つの制度から選択できます

1) 証明制度…当事者間で公正証書などの形式で契約を締結し、これを市が確認した事実を証明します。

2) 登録制度…契約書などは不要で、要件を満たす2人を登録した事実を市が証明します。



次の要件をすべて満たす人が制度を利用できます

- 1) 双方が成年に達していること
 - 2) 双方が帯広市民であること(市内で、通勤・通学、事業を営む、活動する人、市民になる予定の人も含む)
 - 3) 双方に配偶者や事実婚の関係にある人がいないこと
 - 4) 双方が相手方以外とパートナーシップ関係にないこと
 - 5) 2人が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系婚族)の関係にないこと
- ただし、養子縁組関係の場合は利用できます。

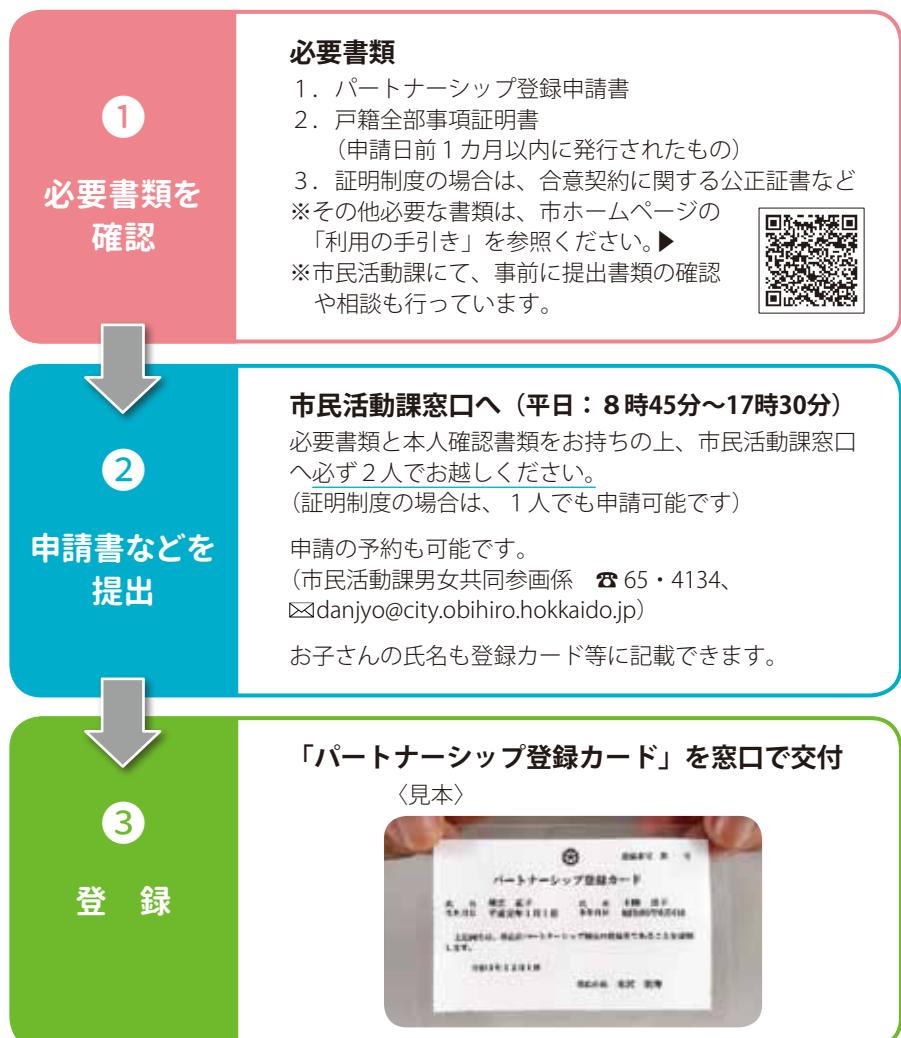


「性は多様」であることを知っていますか？

一人ひとりに個性・特徴があるように、性的指向や性自認の組み合わせにより、さまざまな性のあり方があります。



申請・登録の流れ



登録カード等を提示された場合は、ご協力をお願いします

事業者の皆さんには、登録カード等を提示された場合など、法令の制約などのやむを得ない場合を除き、配偶者や家族と同様のサービスの提供などに、ご理解とご協力をお願いします。

また、登録カード等を提示した2人の関係について、本人の同意なく、第三者へ伝えることのないようご注意ください。

■ 身近には「いない」と思っていませんか？

LGBT等の人は、外見では分からずことが多い、「身近にいない」「会ったことがない」と思っている人も多いと思います。

しかし、人口に占めるLGBT等の割合は、3~10%という調査結果もあり、血液型のAB型や左利きの割合と同程度と言われています。

■ 「アウティング」は絶対にいけません！

性的指向などを本人の許可なく他の人に伝えることを「アウティング」と言います。悪意をもって暴露する場合だけでなく、良かれと思って第三者と共有する場合も、本人を深く傷付けてしまうことがあります。

■ 社会で直面する困難例

LGBT等の人は、からかいや嫌がらせを受けたり、誰にも相談できずに悩んだりするなど、さまざまな困難に直面しています。

【例】・アウティングが心配で、誰にも相談できず孤立してしまう。

- ・心の性に合った、トイレや更衣室などを利用できない。
- ・パートナーに福利厚生制度が適用されない。

多様な性を考えよう▶
市ホームページID.1007374



パートナーシップ制度導入

メリット（一例）

- ・自治体が運営する公営住宅などで家族として同居が認められる
- ・病院での面会が許される
- ・住宅ローンが適用されることがある
- ・保険金の受け取りが可能になる
- ・携帯会社の家族割など、企業の家族向けサービスを一部受けられる

デメリット（一例）

- ・法的効力がないため、子育てをしている場合、共同で親権を持つことやパートナーが亡くなったときに、遺族給付金を受給できない
- ・パートナーシップ制度のある自治体に住民票を置く必要がある
- ・転居する場合は証明書を自治体へ返還しなくてはならない（パートナーシップ制度の相互利用連携がある場合は別）